

「快適トイレ設置工事実施要領」（令和４年３月１６日付け３農総第４１６号農林総務課長通知）新旧対照表

改 正	現 行
第１条 （略） （対象工事） 第２条 愛知県農業水産局及び農林基盤局の発注工事全てを対象とするが、当初は金額を計上せず、設置を終えた工事について変更契約時に計上するものとし、工事現場に新たなトイレを設置する場合に適用する。なお、現場事務所等を間借りした建物とした際に、既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。 第３条 （略） （快適トイレの仕様） 第４条 快適トイレは、以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。なお、（１２）～（１８）については、満たしていればより快適に使用できるとされる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 （１）～（６） （略） 【付属品として備えるもの】 （７） （略） （８） <u>周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</u> （９）～（１８） （略） （積算方法等） 第５条 監督員は、第４条（１）～（１１）の仕様について、請負者に内容が確認できる資料の提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとし、積算方法は次に掲げるとおりとする。 （１） 快適トイレの費用は、<u>57,000 円／基・月</u>を上限に「積算上の差額」^{※１}を計上するものとし、<u>設置基数は、現場ごとに必要性を協議の上、決定する。</u> ※１：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円（従来品）を減じた額。 （２） 計上費用は、「積算上の差額」と「<u>57,000 円／基・月</u>」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。 （３） ハウス型等の<u>場合、入口が別になっている</u>場合に限り、<u>入口別に57,000 円／基・月</u>まで計上可能とする。 （４） （略） （配慮すべき事項） 第６条 快適トイレの導入にあたっては、以下の（１）～（６）に配慮することとする。 <u>（１）原則</u> <u>女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする。</u> （２）～（７） （略） <u>（８）性別の徹底</u> <u>混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。</u>	第１条 （略） （対象工事） 第２条 愛知県農業水産局及び農林基盤局の発注工事全てを対象とするが、当初は金額を計上せず、設置を終えた工事について変更契約時に計上する<u>す</u>ものとし、工事現場に新たなトイレを設置する場合に適用する。なお、現場事務所等を間借りした建物とした際に、既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。 第３条 （略） （快適トイレの仕様） 第４条 快適トイレは、以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。なお、（１２）～（１８）については、満たしていればより快適に使用できるとされる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 （１）～（６） （略） 【付属品として備えるもの】 （７） （略） （８） 入口<u>の目隠し設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）</u> （９）～（１８） （略） （積算方法等） 第５条 監督員は、第<u>４</u>条（１）～（１１）の仕様について、請負者に内容が確認できる資料の提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとし、積算方法は次に掲げるとおりとする。 （１） 快適トイレの費用は、<u>51,000 円／基・月</u>を上限に「積算上の差額」^{※１}を計上するものとし、<u>男女別で計２台まで計上できるものとする。（102,000円／２基・月が上限）</u> ※１：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円（従来品）を減じた額。 （２） 計上費用は、「積算上の差額」と「<u>51,000 円／基・月</u>」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。 （３） ハウス型等の<u>男女別トイレが一体型となっている</u>場合に限り、<u>１ハウスで102,000円／基・月</u>まで計上可能とする。 （４） （略） （配慮すべき事項） 第６条 快適トイレの導入にあたっては、以下の（１）～（６）に配慮することとする。 <u>（新設）</u> <u>（１）～（６）</u> （略） <u>（新設）</u>

改 正	現 行
附則 この要領は、令和４年４月１日から施行する。 <u>この要領は、令和８年１０月１日から施行する。</u>	附則 この要領は、令和４年４月１日から施行する。